

[事案 27-183] 契約引受請求

・平成 28 年 4 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

乗換契約後、再告知をしたところ、引受謝絶（契約時に遡って不成立）となったが、その原因は募集人の募集行為が不適切であったことであるとして、契約の引受け（継続）を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 10 月に乗換契約した医療保険について、以下の理由により、契約の引受け（継続）をしてほしい。

- (1) 乗換契約時の不利益事項（新たな契約に加入できない場合があること）の説明がなされていれば、乗換えをしなかった（加入中の保険契約を解約しなかった）。
- (2) 募集人に、精神科に通院し、服薬していたことがある旨伝えたところ、不告知教唆がありその事実を告知しなかったが、募集人から正しい説明があれば正しく告知を行っており、契約が引受謝絶となれば、当時加入中の保険契約を解約することはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、乗換契約時の不利益事項について説明している。
- (2) 募集人は、申立人の精神科への通院歴等について伝えられておらず、不告知教唆もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど本契約の勧誘時の状況を把握するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、当事者の主張および関係証拠を検討しても、和解による解決を相当とする事情を見出すことはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。